

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課、地方税及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小谷村は、地方税の賦課、地方税及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小谷村長

公表日

平成27年5月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課、地方税及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に対して、税額を計算し、賦課する。また、地方税各税及び後期高齢者医療保険料の賦課額に基づき、賦課対象者に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。
③システムの名称	個人住民税システム、申告相談システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険(賦課)システム、収滞納管理システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル、申告情報ファイル、車両情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16,59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第46条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,83,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠):27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長	総務課長 柴田 友造
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小谷村 総務課 長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙131番地 0261-82-2001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小谷村 総務課 長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙131番地 0261-82-2001

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

